

グッドタイムクラブ宮島 運営規程

第1条（事業の目的）

「社会福祉法人創生会」が開設する「グッドタイムクラブ・宮島」（以下、「事業所」という。）が行う地域密着型通所介護事業及び第1号通所事業（廿日市市通所介護相当サービス）（以下、「事業」という。）は、居宅において要介護状態、要支援状態又は事業対象者（以下、「要介護者等」という。）に対し、適正な地域密着型通所介護又は第1号通所事業サービス（以下、「サービス」という。）を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう地域密着型通所介護計画、第1号通所事業（廿日市市通所介護相当サービス）計画書（以下、「地域密着型通所介護計画等」という。）を作成し、計画に沿ったうえで機能訓練を中心としたサービスを提供する。
- 3 事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、要介護者等の維持若しくは改善を図るとともに、要介護状態となることを予防するため、自立した日常生活を営むことができるよう地域密着型通所介護計画等を作成し、計画に沿ったうえで機能訓練を中心としたサービスを提供することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持及び向上を目指す。
- 4 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、関係市区町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の介護保険居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称及び所在地）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 法人名 社会福祉法人創生会
法人所在地 福岡県福岡市東区雁の巣一丁目7番25号
- (2) 事業所名 グッドタイムクラブ・宮島
所在地 広島県廿日市市阿品四丁目51番26号

第4条（従業者の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 2名（常勤兼務（介護職員2名））
生活相談員は、利用者の心身の状況を的確に把握するとともに、各関係機関との連絡調整を図り、

利用者が可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、相談援助業務を行う。

(3) 看護職員 5名（常勤専従1名、非常勤専従4名）

看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態の確認を行う。

(4) 介護職員 4名（常勤専従2名、常勤兼務2名（生活相談員））

介護職員は、日常生活を営む上で必要となる介護及び支援を行う。

(5) 機能訓練指導員 2名（常勤専従2名）

機能訓練指導員は、日常生活を営む上で必要となる機能の維持向上及び減退防止のための機能訓練を行うとともに、機能訓練計画を立案する。

第5条（事業所の営業日及び営業時間）

事業所の営業日、営業時間及び連絡体制は、以下のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日までとし、祝祭日も営業するものとする。ただし、12月29日から1月3日、8月13日から8月15日は休日とする。

(2) 営業時間

午前9時00分から午後6時00分までとする。

(3) サービス提供時間

1単位 9時00分から12時15分、

2単位 13時30分から16時45分 の2単位とする。

第6条（事業所の定員）

事業所の定員については、各単位ともに18名とする。

第7条（地域密着型通所介護及び第1号通所事業の内容）

サービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 地域密着型通所介護計画等の立案

(2) 健康チェック

(3) 生活相談及び援助

(4) 機能訓練（運動器機能向上、個別機能訓練）

(5) 送迎

第8条（利用料その他の費用の額）

サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合の額とする。

2 利用者の選定により通常の事業の実施地域外に居住する利用者に対して行う送迎に係る費用は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を超えた地点から、路程1キロメートルあたり20円の実費を徴収する。

- 3 前号に掲げるものの他、事業の実施に際してサービス提供される便宜のうち、日常生活においても必要となるものに係る費用であり、その利用者に負担させることが適当と認められる費用については、その実費を徴収する。
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族等に対して、事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けるものとする。

第9条（通常の実業の実施地域）

通常の実業の実施地域は、廿日市市とする。

第10条（サービス利用にあたっての留意事項）

利用者は、サービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、サービス利用当日の健康状態を従業者と確認し、心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意するものとする。

第11条（非常災害対策）

事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者へ周知するとともに、避難、救出、通報その他必要な訓練を行うものとする。

第12条（緊急時等における対応方法）

従業者は、サービスの提供中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医へ連絡する等の必要な措置を講じなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 サービスの提供により事故が発生した場合は、関係市区町村、利用者の家族等、利用者を担当する居宅介護支援事業所又は地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

第13条（身体拘束）

事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行わない。

- 2 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、やむを得ず身体拘束を実施する場合は、利用者の家族等へ身体拘束の内容を説明し、同意を得たうえで身体拘束を実施するものとする。なお、身体拘束を実施した場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由等を記録するものとする。

第14条（虐待防止のための措置に関する事項）

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものと

する。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を行う。
 - (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

第15条（業務継続計画の策定等）

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する地域密着型通所介護又は第1号通所事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第16条（地域との連携等）

事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携および協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。

- 2 事業者の行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。
- 3 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業者が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員又は市町村の職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等とし、概ね6ヶ月に1回以上開催する。
- 4 事業者は、運営推進会議において活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。
- 5 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

第17条（その他運営に関する重要事項）

事業者は、従業者の質の向上を図るため、次のような研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
- (2) 継続研修 年1回
- (3) その他の研修

- 2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持することとする。
- 3 従業者に、職務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約時に文書で交わすこととする。
- 4 当規程に定めるほか、運営に必要な重要事項については、「社会福祉法人創生会」と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

・この規程は、令和4年4月1日より施行する。

・この規程は、令和5年11月2日より施行する。

・この規程は、令和4年7月1日から施行する。

・この規程は、令和6年4月1日から施行する。